

北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例（案）

前文

本村は、沖縄本島の中部に位置し、東側を中城湾に面している。地形的には東側に海岸低地、内陸部には台地、丘陵地が広がっており、丘陵地は本村の中央部と南部に位置し、斜面に広がる緑地が、本村の骨格的な景観を形成している。気候的には亜熱帯海洋性気候に属しており、温暖な条件下にある。また、村域には広域幹線道路が南北に走り、交通の要衝として利便性の高い潜在力を有する地域である。

本村の村域は、かつて中城間切及び旧中城村の一部を形成していたが、去る沖縄戦直後、米軍施設の建設により旧中城村が南北に分断され、昭和21年5月20日に北中城村として立村した。分村後も村民の不断の努力により焦土と化した本村の復興に努め、緑に恵まれた自然環境、伝統文化、歴史的資源等、本村の特色を生かしたまちづくりが続けられてきた。また、近年は駐留軍用地跡地において、本島中部圏域の広域交流拠点としての新たなまちが創設されている。

このような中、本村の中小企業者・小規模企業者は、地域資源を生かした事業展開や地域貢献活動等により、地域社会に貢献する存在として本村の発展に大きく寄与してきた。今後も、本村の特色を生かしたまちづくりを推進していくためには、中小企業者・小規模企業者が地域社会で果たす役割は、ますます重要となってくる。よって、企業、行政、村民その他関係団体が、中小企業者・小規模企業者が果たす役割と重要性を再認識し、各々が果たすべき役割を踏まえながら連携・協働し、中小企業・小規模企業の振興と活力ある豊かな北中城村の実現を目指すため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地域経済の活性化に果たす中小企業者・小規模企業者の役割の重要性に鑑み、本村の中小企業・小規模企業の振興に関して基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本村経済の健全な発展及び村民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）

第2条第1項各号に掲げる中小企業者であつて、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 中小企業・小規模企業関係団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会、その他村内において中小企業・小規模企業の振興に関する活動を行う団体をいう。

(4) 大企業者 第1号及び第2号に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本方針)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者・小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、本村の地域特性に適した施策を、本村、中小企業者・小規模企業者、中小企業・小規模企業関係団体、大企業者、学校及び村民が協働して推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者・小規模企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。

(2) 中小企業者・小規模企業者の経営基盤の強化を図ること。

(3) 中小企業者・小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。

(4) 中小企業者・小規模企業者の人材の育成を図ること。

(5) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること。

(村の責務)

第5条 本村は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、村民の理解と協力を得ながら国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興に関する施策、その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 本村は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者・小規模企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者・小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者・小規模企業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の実に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者・小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自

覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

- 3 中小企業者・小規模企業者は、地域経済の振興を図るため、村内において生産され、製造され、又は加工される産品（以下「村産品」という。）の利活用及び中小企業・小規模企業関係団体への加入に努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、中小企業者・小規模企業者がともに地域社会の発展に欠くことができない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、村産品の利活用及び中小企業・小規模企業関係団体との協力を努めるものとする。

（中小企業・小規模企業関係団体の役割）

第8条 中小企業・小規模企業関係団体は、中小企業者・小規模事業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、村が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

（学校の役割）

第9条 学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者・小規模企業者の事業活動が本村の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促し、振興施策及び事業への参加に配慮するよう努めるものとする。

- 2 学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者・小規模企業者と協働して職業に関する理解及び体験の機会を提供し、一人一人の勤労観及び職業観の形成及び地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。

（村民の理解及び協力）

第10条 村民は、中小企業・小規模企業の振興が村民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（中小企業・小規模企業の振興に関する施策の公表）

第11条 村長は、毎年、主たる中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（意見の反映等）

第12条 村長は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者・小規模企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者・小規模企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。